

正本

許 可 申 請 書

土地区画整理法第76条第1項の規定により下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 住所 氏名 TEL

(あて名) 川 口 市 長

代理人	住所氏名	級建築士登録 第 号 TEL		
土地区画整理事業の名称		川口都市計画事業戸塚東部特定土地区画整理事業		
申請行為 の場所	底地	川口市大字 字 番地	地積	m ² の内
	仮換地 (又は保留地予定地)	街区 画地		m ²
申請行為の種類		1 土地の形質の変更 2 物件の設置、たい積 3 建築物その他の工作物の新築・改築・増築		
申請行為の概要 及び用途地域		用途地域 建築面積 m ² 排水処理 用途 延べ面積 m ² 本下水 構造 造 階 最高の高さ m 浄化槽		
土地所有者 住所氏名及び土地使用承認(印)		印 (※申請者と異なる場合のみ押印)		
土地借地権者 住所氏名				
工事着手 工事完了	予定年月日	工事着手予定 令和 年 月 日	工事完了予定 令和 年 月 日	

施行者の意見	令和 年 月 日 土地区画整理施行者
仮換地指定日	川口都市計画事業戸塚東部特定土地区画整理事業
使用収益開始日	施行者 川口市戸塚東部特定土地区画整理組合
保留地契約日	代表者 理事長 赤沼照男 印

施行者	受付	市町村	受付(経由)	埼玉県・市町村	受付	許可
	令和 年 月 日 第 号		令和 年 月 日 第 号		令和 年 月 日 第 号	令和 年 月 日 第 号

許可条件	<ol style="list-style-type: none"> 建築着手に当たっては、事前に区画整理施行者と充分打合せること。 区画整理施行上支障ある場合は区画整理施行者の指示に従い移転すること。 敷地の出入口は敷地内で取付けること。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 材料、盛土、掘削土等の運搬により道路損傷した場合は、申請者の負担において補修すること。 本工事に起因して既設の公共物に損傷を与えた場合は、申請者の負担で原型復旧すること。 門、塀等を施行する場合又は、公共用地を占用する場合は、必ず届出ること。 境界に接し工作物(各種塀等)を設置する場合は、必ず事前に区画整理組合に境界杭の確認を依頼すること。

注 意 事 項

- (1) 点線より下には、記入しないでください。
- (2) 「申請行為の場所」は、仮換地指定前の土地ならば「底地」の欄に敷地の町名地番を、仮換地指定後の土地ならば「底地」の欄に指定箇所の底地、及び「仮換地」の欄に指定箇所の街区及び画地番号を記入してください。
- (3) 「申請行為の種類」は、該当するものに○印を付けてください。
- (4) 「申請行為の概要及び地域地区」は、物件の設置、たい積については、種類・量等を明記し、建築物その他の工作物の築造については、高さ・建築面積・延べ面積及び構造等を明記してください。なお、用途地区については、申請行為の場所に該当する都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (5) 申請者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有者以外の場合は、土地所有者の同意のうえ、「土地所有者住所氏名及び土地使用承認印」の欄に記名・押印（※申請者と異なる場合のみ押印）を受け、その印鑑証明書を添付してください。（係争の場合等で記名・押印を受けることができない場合は、その旨別記して提出してください。）
- (6) 申請書には、付近見取図（都市計画図等）、配置平面図（縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの）を添付してください。ただし、建築物その他工作物については、さらに構造詳細図を添付し、土地の形質の変更及び物件の設置・たい積については、縦横断面図を添付してください。
- (7) その他、上記以外の図面等については、施行者と協議のうえ作成・添付してください。
- (8) この申請書は、正本（2通）、副本（1通）を組合事務所に提出してください。なお、許可通知書の受渡しについては、川口市役所鳩ヶ谷庁舎2階で行います。
- (9) 建築基準法に基づく確認が必要な申請行為の場合は、許可通知書を添付し、確認後、建築行為等を行なってください。

副本

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条第1項の規定により下記条件を附して許可する。

許可番号 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

申請者 住所
氏名 様

川口市長 奥ノ木 信夫 印

- 許可条件
- 1 建築着手に当たっては、事前に区画整理事業施行者と充分打合わせることを。
 - 2 区画整理施行上支障がある場合は、区画整理事業施行者の指示に従い移転すること。
 - 3 敷地の出入口は敷地内で取付けること。
- その他
- 1 材料、盛土、掘削土等の運搬により道路を損傷した場合は、申請者の負担において補修すること。
 - 2 本工事に起因して既設の公共物に損傷を与えた場合は、申請者の負担で原型復旧すること。
 - 3 門、塀等を施工する場合又は、公共用地を占有する場合は、必ず申し出ること。
 - 4 境界に接し工作物（各種塀等）を設置する場合は、必ず事前に区画整理組合に境界杭の確認を依頼すること。
- 教示
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川口市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該審判において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

代理人 住所氏名		級建築士登録 第 号 TEL			
土地区画整理事業の名称		川口都市計画事業戸塚東部特定土地区画整理事業			
申請行為の場所	底地	川口市大字	字	番地	地 m^2 の内
	仮換地 (又は保留地予定地)		街区	画地	積 m^2
申請行為の種類		1 土地の形質の変更 2 物件の設置、たい積 3 建築物その他の工作物の新築・改築・増築			
申請行為の概要及び用途地域		用途地域	建築面積	m^2	排水処理
		用途	延べ面積	m^2	本下水
		構造	造階	最高の高さ	m
		浄化槽			
		その他			
土地所有者 住所氏名及び土地使用承認(印)		印 (※申請者と異なる場合のみ押印)			
土地借地権者 住所氏名					
工事着手 工事完了	予定年月日	工事着手予定	令和 年 月 日	工事完了予定	令和 年 月 日

注 意 事 項 (副本)

- (1) 許可番号及び許可年月日以外は、全て記入してください。
- (2) 「申請行為の場所」は、仮換地指定前の土地ならば「底地」の欄に敷地の町名地番を、仮換地指定後の土地ならば「底地」の欄に指定箇所の底地、及び「仮換地」の欄に指定箇所の街区及び画地番号を記入してください。
- (3) 「申請行為の種類」は、該当するものに○印を付けてください。
- (4) 「申請行為の概要及び地域地区」は、物件の設置、たい積については、種類・量等を明記し、建築物その他の工作物の築造については、高さ・建築面積・延べ面積及び構造等を明記してください。なお、用途地区については、申請行為の場所に該当する都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (5) 申請者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有者以外の場合は、土地所有者の同意のうえ、「土地所有者住所氏名及び土地使用承認(印)」の欄に記名・押印を受けてください。(係争の場合等で記名・押印を受けることができない場合は、その旨別記して提出してください。)
- (6) 申請書には、付近見取図(都市計画図等)、配置平面図(縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの)を添付してください。ただし、建築物その他工作物については、さらに構造詳細図を添付し、土地の形質の変更及び物件の設置・たい積については、縦横断面図を添付してください。
- (7) その他、上記以外の図面等については、施行者と協議のうえ作成・添付してください。
- (8) この申請書は、正本(2通)、副本(1通)を組合事務所へ提出してください。なお、許可通知書の受渡しについては、川口市役所鳩ヶ谷庁舎2階で行います。
- (9) 建築基準法に基づく確認が必要な申請行為の場合は、許可通知書を添付し、確認後、建築行為等を行なってください。